

【お知らせ】上越市国民健康保険に加入している方へ

《高額療養費の申請方法が簡単になります》

(※69歳以下の方の申請方法が変わります)

これまで、69歳以下の方は該当の月ごとに高額療養費支給申請書と領収書の写しを提出する必要がありましたが、今後は初回のみ~~の提出で、2回目以降の提出を原則不要~~とし、申請手続きを簡素化します。

(既に簡素化を実施している70歳以上の方と同じ方法になります。)

※ 2回目以降で高額療養費に該当する場合は、指定口座に自動振込となります。振込日前に送付する「高額療養費支給決定通知書」で、振込日・振込額を確認してください。

●簡素化の対象となる申請書

令和3年12月以降に送付した申請案内に同封の支給申請書から、簡素化の対象となります。(支給申請書の右上に記載の年月が「R3.12-」以降のもの)

※ 令和3年11月以前に送付した支給申請書(「R3.11-」以前のものは、簡素化の対象となりません。これまでどおり、申請書と領収書の写しを提出してください。)

●簡素化が停止になる場合

次のような場合は簡素化が停止し、改めて申請案内を送付しますので、これまでどおり申請書等を提出してください。

- 世帯主が変更または死亡した場合
- 口座解約等で指定された金融機関の口座へ振込ができなかった場合
- 国民健康保険税の滞納が生じた場合
- 上記のほか、申請の内容に偽り、その他不正があった場合

●その他注意事項

75歳到達により、後期高齢者医療制度へ移行した場合には、別途、後期高齢者医療制度において、高額療養費支給申請書の提出が必要です。(自動移行はされません。)

【問合せ先】

上越市役所 国保年金課 国保給付係

電話 025-520-5715